

令和 8 年度
司書の会総会ならびに研究会

期 日 令和 8 年 6 月 3 日 (水)

会 場 千葉工業大学 大教室

主 催 千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会

令和8年度司書の会総会ならびに研究会 次第

受 付 9 : 3 0 ～ 1 0 : 0 0

I 総 会 1 0 : 1 0 ～ 1 1 : 3 0

1. 開会のことば
2. 学校図書館部会会長挨拶
3. 司書の会会長挨拶
4. 来賓紹介・挨拶
5. 議長の選出・書記の任命
6. 議事

(1) 報告

- ①令和7年度事業報告
- ②令和7年度会計報告
- ③令和7年度各地区活動報告

(2) 協議

- ①令和8年度事業計画について
- ②令和8年度予算(案)について
- ③令和8年度役員(案)について
- ④その他

7. 閉会のことば

(昼 食・換 気)

II 紹介・連絡 1 3 : 0 0 ～ 1 4 : 0 0

1. 新旧役員挨拶
2. 新任司書紹介
3. 専門委員会等からの連絡
 - ①学校図書館職員制度研究委員会より
 - ②ICT推進委員会より
 - ③未経験者研修会企画委員会
 - ④学校司書実態調査について
 - ⑤学校司書並びに学校図書館関係職員研修会について
 - ⑥「司書だより」原稿依頼について
 - ⑦チバオシ本編集室

III 研 究 会 1 4 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0

講演「コンシェルジュって、なんだろう？」

講師 間室 道子 氏 (代官山 蔦屋書店 文学コンシェルジュ)

令和7年度 事業報告

月 日	曜	事 業 内 容	会 場	担 当
4 月 1 日	火	部会登録及び関係職員の名簿作成 学校司書実態調査		事務局 司書の会
4 月 2 日	水	第 1 回学校図書館未経験者向け研修会	県立八千代高等学校	学図未研委員
4 月 15 日	火	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
4 月 22 日	火	事務局会議・理事会	千葉県総合教育センター	事務局
5 月 21 日	水	総会並びに研究会	千葉工業大学	事務局
		第 1 回コンピュータ研修会		ICT 推進委員
5 月		各地区総会	各地区	地区理事
6 月 4 日	水	司書の会総会並びに研究会	千葉工業大学	司書の会
6 月 18 日	水	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
7 月 1 日	火	事務局会議・理事会	千葉県教育総合センター	事務局
		第 2 回学校図書館未経験者向け研修会		学図未研委員
8 月 1 日	金	学校司書並びに学校図書館 関係職員研修会	千葉市文化センター	司書の会
8 月 6 日	水	第 2 回コンピュータ研修会	県立印旛明誠高等学校	ICT 推進委員
8 月 7 日 ～8 日	木 金	第 3 8 回関東地区学校図書館研究大会	山梨県甲府市	山梨 S L A
8 月 26 日	火	第 3 回学校図書館未経験者向け研修会	県立八千代高等学校	学図未研委員
10 月 2 日	木	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
10 月 15 日	水	読書感想文応募締切		事業部
10 月 22 日	水	読書感想文第 1 次審査会	県立千葉北高等学校	事業部
10 月 31 日	金	読書感想文第 2 次審査会	県立千葉北高等学校	事業部
10 月 25 日	土	ビブリオバトル千葉県大会	千葉県総合教育センター	教育委員会 (共催)
11 月 4 日	火	読書感想文最終審査会	県立千葉北高等学校	事業部
11 月 19 日	水	学校司書ならびに学校図書館 関係職員秋の研修会	ホテルリブマックス千葉美浜	研究部
12 月 12 日	金	読書感想文表彰式	ポートプラザちば	事業部
1 月 6 日～ 11 日	火 日	読書感想画中央コンクール千葉県入賞作 品展示会	千葉県立中央図書館	事業部
1 月 13 日	火	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
1 月 16 日	金	読書感想画千葉県コンクール審査会	毎日新聞社千葉支局	事業部
1 月 21 日	水	事務局会議・理事会	千葉県総合教育センター	事務局
		第 4 回学校図書館未経験者向け研修会		学図未研委員
3 月末日		機関誌「高校図書館」発行 「読書感想文集」発行		総務部

令和8年度 事業計画(案)

月 日	曜	事業内容	会場	担当
4月1日	水	部会登録及び関係職員の名簿作成 学校司書実態調査		事務局 司書の会
4月2日	木	第1回学校図書館未経験者向け研修会	県立八千代高等学校	学図未研委員
4月14日	火	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
4月21日	火	事務局会議・理事会	千葉県総合教育センター	事務局
5月19日	火	総会並びに研究会	千葉工業大学	事務局
		第1回コンピュータ研修会		ICT推進委員
5月		各地区総会	各地区	地区理事
6月3日	水	司書の会総会並びに研究会	千葉工業大学	司書の会
6月17日	水	司書の会役員会	千葉市文化センター	司書の会
7月1日	水	事務局会議・理事会	千葉県教育総合センター	事務局
		第2回学校図書館未経験者向け研修会		学図未研委員
7月31日	金	学校司書並びに学校図書館 関係職員研修会	千葉市文化センター	司書の会
8月3日	月	第2回コンピュータ研修会	県立印旛明誠高等学校	ICT推進委員
8月10日 ～12日	月 水	第45回全国学校図書館研究大会	北海道札幌市	全国S L A
8月21日	金	第3回学校図書館未経験者向け研修会	県立四街道高等学校	学図未研委員
10月6日	火	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
10月14日	水	読書感想文応募締切		事業部
10月21日	水	読書感想文第1次審査会	県立千葉北高等学校	事業部
10月30日	金	読書感想文第2次審査会	県立千葉北高等学校	事業部
10月24日	土	ビブリオバトル千葉県大会	千葉県総合教育センター	教育委員会 (共催)
11月6日	金	読書感想文最終審査会	県立千葉北高等学校	事業部
11月 日		学校司書ならびに学校図書館 関係職員秋の研修会	未定	研究部
12月11日	金	読書感想文表彰式	ポートプラザちば	事業部
1月 日～ 日		読書感想画中央コンクール千葉県入賞作 品展示会	千葉県立中央図書館	事業部
1月12日	火	司書の会役員会	千葉県総合教育センター	司書の会
1月 日		読書感想画千葉県コンクール審査会	未定	事業部
1月20日	水	事務局会議・理事会	県立四街道高等学校	事務局
		第4回学校図書館未経験者向け研修会		学図未研委員
3月末日		機関誌「高校図書館」発行 「読書感想文集」発行		総務部

令和7年度 司書の会会計報告

収入の部

△は不足額 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	60,000	60,000	0	部会より(司書の会運営費)
2 繰越金	70,409	70,409	0	
3 雑収入	0	39,970	39,970	令和7年度学校司書並びに学校図書館関係職員研修会残金
合 計	130,409	170,379	39,970	

支出の部

△は不足額 (単位：円)

科 目	予算額①	決算額②	残額(①-②)	備考
1 運営費 役員会他	33,270	3,932	29,338	資料作成費(用紙代等) 2,912 文書等送付(送料) 1,020
会場予約費	48,000	57,280	△9,280	会場予約費 57,280
2 予備費	49,139	547	48,592	アルカリ電池 547
合 計	130,409	61,759	68,650	

収入額 170,379円 - 支出額 61,759円 = 残額 108,620円 → 8 年度に繰り越し

監査の結果、適正であることを認めます。

令和 8 年 3 月 24 日

監査 山田 真衣 (印)
監査 高嶺 綱和 (印)

令和8年度 司書の会会計予算(案)

収入の部

△は減額 (単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
1 運営費	50,000	60,000	△10,000	部会より(司書の会運営費)
2 繰越金	108,620	70,409	38,211	
合 計	158,620	130,409	28,211	

支出の部

△は減額 (単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
1 運営費 役員会他	13,000	33,270	△20,270	資料作成費 10,000 文書等送付 3,000
次年度夏 期研準備金	100,000	48,000	52,000	次年度夏期研会場予約費 60,000 司書の会会場使用料 40,000
2 予備費	45,620	49,139	△3,519	
合 計	158,620	120,409	38,211	

令和7年度(2025)

学校司書並びに学校図書館関係職員研修会 会計報告

収入の部

△は不足額

(単位:円)

科 目	予算額	①決算額	比較増減	備考
資料代	136,000	137,600	1,600	1,600円×86校
合 計	136,000	137,600	1,600	

支出の部

△は不足額

科 目	予算額	②決算額	比較増減	備考
講師料	30,000	30,000	0	講演料
事務費	30,000	7,810	22,190	全体会担当・夏期研修 その他消耗品等
教材費	16,000	9,220	6,780	分科会研修費
記録集作成費	60,000	50,600	9,400	印刷・製本代(180部)
合 計	136,000	97,630	38,370	

収支決算(R8.1.13現在)

①収入決算額 137,600 円 - ②支出決算額 97,630 円 = 39,970 円

(※残額は、令和7年度 司書の会会計に計上。)

収入の部(部会からの補助)

△は不足額

(単位:円)

科 目	予算額	②決算額	比較増減	備考
夏期研修費	50,000	50,000	0	
合 計	50,000	50,000	0	

支出の部(部会からの補助)

△は不足額

科 目	予算額	②決算額	比較増減	備考
夏期研修費	50,000	10,080	39,920	セミナー室、会議室 付帯設備使用料
合 計	50,000	10,080	39,920	

収支決算(R8.1.13現在)

①収入決算額 50,000 円 - ②支出決算額 10,080 円 = 39,920 円

(※残額は、令和7年度 学校図書館部会会計に計上。)

令和7年度司書の会 活動記録

- 4月 1日(火) 学校司書実態調査
- 4月15日(火) 司書の会新旧役員会
- 6月 4日(水) 司書の会総会並びに研究会
会場：千葉工業大学
参加：112校 116名
講演：『読書バリアフリーの推進に向けて
～学校図書館にできること～』
野口 武悟 氏（専修大学文学部教授）

- 6月18日(水) 第1回司書の会役員会
- 8月 1日(金) 学校司書並びに
学校図書館関係職員研修会
会場：千葉市文化センター
参加：86校 88名
(全体会)
講演：『学校図書館が地域の拠点に
～本と人をつなぐ活動を通じて』
木下 通子 氏（オフィスみちねこ代表
社会教育士、埼玉大学非常勤講師）
(分科会)
- ① 実践報告・ワークショップ
『やってみよう！
図書委員会から始まる読書活動』
- ② 実践報告・基礎講座
『図書館におけるレイアウトの工夫
とその他の活動紹介』
- ③ 基礎講座
『第4地区独自のマニュアルを作ってみた！
～こんな風に図書館の仕事をしています～』
- ④ 実践報告
『人を呼ぼう
～図書館利用のきっかけ～』

- 10月2日(木) 第2回司書の会役員会
- 1月13日(火) 第3回司書の会役員会

◎司書だより

前期(8月)と後期(3月)に発行
図書館部会 HP に掲載

◎学校司書ならびに学校図書館関係職員研修会 記録集

◎司書の会役員

会 長	味元 淳	(市川東高校)
副会長	稲村 瑞樹	(薬園台高校)
書 記	橋山 哲	(京葉工業高校)
	中村 妃美子	(旭農業高校)
夏期研担当	榊原 紫乃	(富里高校)
会 計	齋藤 洋子	(八千代高校)
	岩渕 久美子	(松戸馬橋高校)
会計監査・司書だより	山田 真衣	(袖ヶ浦高校)
	高嶺 絢加	(東金商業高校)
学校司書実態調査	渡邊 大	(野田中央高校)

◎地区役員

第1地区	山田 真衣	(袖ヶ浦高校)
	鵜澤 美里	(天羽高校)
第2地区	高嶺 絢加	(東金商業高校)
	中山 朋子	(大原高校)
第3地区	中村 妃美子	(旭農業高校)
	堀越 茜	(銚子商業高校)
第4地区	橋山 哲	(京葉工業高校)
	御園生 知子	(千葉工業高校)
第5地区	齋藤 洋子	(八千代高校)
	水落 ひとみ	(船橋東高校)
第6地区	岩渕 久美子	(松戸馬橋高校)
	鈴木 朝枝	(小金高校)
第7地区	渡邊 大	(野田中央高校)
	江口 明裕	(我孫子東高校)
第8地区	榊原 紫乃	(富里高校)
	郡司 美由紀	(成田北高校)

◎司書の会推薦による事務局役員

- ・読書感想文審査委員
小室 結花 (八千代西高校)
- ・事務局事業部 読書感想文係
根本 雄基
(流山おおたかの森高校)
- ・事務局研究部
油納 朝子 (県立柏高校)
- 大川 信子 (市川昂高校)
- 稲村 瑞樹 (薬園台高校)
- ・学校図書館職員制度研究委員会
稲村 瑞樹 (薬園台高校)

令和8年1月13日現在

令和8年度司書の会役員（案）

会 長	稲村 瑞樹	(薬園台 高校)
副会長	松尾 早紀	(松戸向陽 高校)
書 記 1 (記録)	御園生 知子	(千葉工業 高校)
書 記 2 (記録)	郡司 美由紀	(成田北 高校)
夏期研担当	水落 ひとみ	(船橋東 高校)
会 計 1 (一般会計)	堀越 茜	(銚子商業 高校)
会 計 2 (夏期研会計)	江口 明裕	(我孫子東 高校)
会計監査・司書だより (前期)	鶴澤 美里	(天羽 高校)
会計監査・司書だより (後期)	中山 朋子	(大原 高校)
学校司書実態調査	鈴木 朝枝	(小金 高校)

地区役員（*印は正役員）

1地区	* 鶴澤 美里 (天羽高校)	山田 真衣 (袖ヶ浦高校)
2地区	* 中山 朋子 (大原高校)	山本 あゆみ (成東高校)
3地区	* 堀越 茜 (銚子商業高校)	下山 由恵 (県立銚子高校)
4地区	* 御園生 知子 (千葉工業高校)	中野 由梨 (千葉南高校)
5地区	水落 ひとみ (船橋東高校)	* 田口 洋江 (津田沼高校)
6地区	* 鈴木 朝枝 (小金高校)	田熊 葉子 (鎌ヶ谷高校)
7地区	* 江口 明裕 (我孫子東高校)	根本 雄基 (流山おおたかの森高校)
8地区	* 郡司 美由紀 (成田北高校)	吉田 暢子 (佐倉高校)

事務局役員等（今年度司書の会より推薦）

部会会計	山本 あゆみ (成東高校)
読書感想文審査委員	小室 結花 (八千代西高校)
事務局研究部	砂田 清香 (県立柏高校)
事務局研究部	松尾 早紀 (司書の会副会長 松戸向陽高校)
学校図書館職員制度研究委員会	松尾 早紀 (司書の会副会長 松戸向陽高校)
未経験者研修会企画運営委員会	稲村 瑞樹 (司書の会会長 薬園台高校)

千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会司書の会則

第1章 総 則

第1条 本会は、千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会司書の会と称する。

事務局は本会長の在籍校におく。

第2条 本会は、千葉県高等学校図書館学校司書（仮称）をもって組織する。

第3条 本会は、千葉県高等学校図書館司書の相互の連携をはかり、あわせて学校司書としての専門性を確立することを目的とする。

第2章 機 関

第4条 本会は、次の機関をおく。

総会、役員会。

第5条 総会は、加入学校の過半数の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもって成立する。

第6条 役員会は、会長・副会長と各地区2名の代表をもって組織し、必要に応じてこれを開く。ただし、会長・副会長は地区代表を兼ねることができる。

第3章 役 員

第7条 本会は、次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、監査2名、書記2名、会計2名。

ただし、特別な事情が生じた場合、複数配置も厭わない。

第8条 会長、副会長、監査は、役員会で推薦する。書記、会計は役員の中から互選し、ともに総会の承認を受ける。地区代表は各地区で互選する。なお、会長、副会長、監査は千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会会長がこれを委嘱する。

第9条 会長は、本会を総括し会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は、これを代理する。なお、会長は千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会の副会長となり、副会長は同部会事務局研究部員となる。

第10条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 活 動

第11条 総会は年1回、本会会長の要請により、千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会会長がこれを招集する。ただし、同様の手続きによって臨時に招集することもできる。

第12条 総会は次の事をおこなう。

会則の制定および変更、役員の選出、会の事業および予算、決算の承認、その他。

第13条 役員会は、必要に応じてこれを開き、本会の事業を執行する。

第5章 会 計

第14条 本会の会計は、千葉県教育研究会学校図書館部会からの補助金によるものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

付則

1. 本会則は、昭和45年7月14日から施行する。
2. 地区は、千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会規約の付則に準ずる。
3. 改正規約は、平成8年6月4日から施行する。
4. 改正規約は、平成16年6月4日から施行する。
5. 改正規約は、平成30年6月6日から施行する。

千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会と称する。事務局は、原則として本会会長の在職校におく。
- 第2条 本会は、千葉県高等学校図書館関係職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、総会の承認を得て、賛助会員をおくことができる。
- 第4条 本会は、千葉県高等学校図書館相互の連絡をはかり、あわせて学校図書館の充実発展に資することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 各高等学校図書館相互の連絡提携・情報交換
 - 2 高等学校図書館運営に関する研究会・講習会などの開催
 - 3 高等学校図書館振興に対する諸対策
 - 4 優良図書・図書館用品・視聴覚資料などの研究・斡旋
 - 5 司書の会の円滑な運営
 - 6 生徒図書委員の指導
 - 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 機 関

- 第6条 本会は、次の機関をおく。
総会、理事会、司書の会、事務局会議
- 第7条 総会は、年1回会長がこれを招集する。ただし、必要ある場合は臨時に招集することができる。
- 第8条 総会は、加入学校の過半数の出席をもって成立し、決議は出席会員の過半数をもって成立する。
- 第9条 総会は、次の事を行う。
規約の制定及び改正、役員の選出、会の事業及び予算・決算の承認、その他。
- 第10条 理事会は会長、副会長、事務局長、事務局次長、各部長、理事、司書の会副会長をもって組織し、必要に応じてこれを開き、本会の事業を執行する。
- 第11条 司書の会については別に定める。
- 第12条 本会は、必要に応じて専門委員会を設置することができる。
- 第13条 事務局会議は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、総務部、事業部、研究部の各部長および部員をもって組織し、必要に応じてこれを開き、本会の事業の企画立案にあたる。

第3章 役 員

- 第14条 本会は、次の役員をおく。
会長1名、副会長3名（内1名は、司書の会会長）、理事若干名、監査2名、事務局長1名、事務局次長1名および総務部、事業部、研究部員は必要人数をおく。
- 第15条 役員は次のように定める。
- 1 会長、副会長は、理事会において推薦し、総会の承認を受ける。
 - 2 事務局長、事務局次長、総務部、事業部、研究部員は会長が委嘱し、総会の承認を受ける。
 - 3 理事は、各地区から互選するものとする。
 - 4 監査は、総会によって選出する。
- 第16条 会長は、本会を総括し会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長事故ある場合はこれを

代理する。

第17条 本会は、理事会の推薦および総会の承認により、顧問若干名をおくことができる。顧問は本会の諮問に答える。

第18条 役員の任期は、1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会 計

第19条 本会の経費として、1校1ヵ年1,200円を負担するものとする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1 分離校舎および定時制の課程、通信制の課程は、1校として加入することができる。

2 本会の規約は、昭和45年6月24日から施行する。

3 地区割りは、次のように定める。

第1地区 安房・君津

第2地区 山武・長生・夷隅

第3地区 海上・匝瑳・香取

第4地区 千葉・市原

第5地区 八千代・習志野・船橋

第6地区 鎌ヶ谷・市川・浦安・松戸

第7地区 流山・野田・柏・我孫子

第8地区 印旛

4 改正規約は、平成5年5月21日から施行する。

5 改正規約は、平成8年5月22日から施行する。

6 改正規約は、平成14年5月27日から施行する。

7 改正規約は、平成22年5月17日から施行する。

部会W e b ページ規程

部会W e b ページ規程

- 1 部会は、部会の情報・研究推進のため、W e b ページを開設するものとする。
- 2 部会W e b ページ公開の目的
 - (1) 会員への情報を提供し、研修会等の参加を促進する。
 - (2) 学校図書館の活性化を促進するために、会員相互が情報を交換する場とする。
 - (3) 部会の研究活動を広く公開し、より充実・発展させることを目的とする。
 - (4) 役員・理事の連絡やデータのやり取りを密にし、仕事の効率化・明確化を促進する。
その他、部会が必要と認めたことに活用する。
- 3 部会W e b ページ上の登録データの管理
 - (1) 部会W e b ページの更新は、各担当者から原稿のデータを受けて I C T 推進委員会が行う。
グループスペースへの書き込みについては各会員が必要に応じて行う。
 - (2) I C T 推進委員会は、部会W e b ページの内容について部会長及び関係者等の承認を得たものを掲載する。
 - (3) データの掲載期間については、原則 2 年間とする。ただし部会が必要と認めたものについてはこの限りではない。
 - (4) I C T 推進委員会は、部会W e b ページを日常的に閲覧し点検する。
- 4 利用者は、次に掲げる各号の行為をしてはならない。
 - (1) 学校・個人に付与される I D、パスワードの第三者への譲渡・貸与
 - (2) 他者のプライバシーに触れる行為
 - (3) 著作権を侵害する行為
 - (4) 営利を目的とした行為
 - (5) ネットワークの管理及び運用を妨げる行為
 - (6) W e b ページを不当に占有または浪費する行為
 - (7) その他部会並びに部会ホームページ運営を妨げる行為
- 5 会員に関する掲載情報について、原則として個人を特定できる情報は提供しない。また、本人から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに対処する。
- 6 第三者の著作にかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに対処する。
- 7 閲覧者等から掲載情報の内容について、指摘を受けた場合には、部会長及び関係者等で協議し速やかに対処する。
- 8 当該委員会が部会W e b ページの点検において、本規程における禁止事項を含む内容や中傷等の書き込み、その他不適切な表現を発見した場合は速やかに対処する。

付 則

1. 本規定は、平成 2 1 年 5 月 1 8 日より施行する。
2. 改定規定は、令和 6 年 5 月 2 2 日より施行する。
3. 改定規定は、令和 7 年 5 月 2 1 日より施行する。